

大分大学理工学部理工融合担当学会議細則

平成29年4月1日制定

平成29年理工学部細則第9号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学理工学部の組織に関する規程（平成29年理工学部規程第4号）第7条の規定により、大分大学理工学部に設置する大分大学理工学部理工融合担当学会議（以下「会議」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項等)

第2条 会議は、関係事務の適正円滑な運営を図るため、次の各号に掲げる事項について企画、連絡及び調整を行い、並びに審議する。

- (1) 理工融合に関すること。
- (2) その他学部長が必要と認める事項

(構成)

第3条 会議は、次の各号に掲げる科目ごとのワーキンググループで構成し、その構成員は、当該各号に定める者とする。

- (1) 教養科目ワーキンググループ 基礎理工学入門の授業科目に関わる教員
- (2) 理工学基礎教育科目ワーキンググループ サイエンス基礎及び科学技術基礎の授業科目に関わる教員
- (3) 理工学展開科目ワーキンググループ サイエンス解析、基礎理工学PBL及び応用理工学PBLの授業科目に関わる ~~者~~教員

2 前項各号の委員は、学部長が指名する。

(任期)

第4条 前条第1項各号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 第3条第1項各号のワーキンググループごとに議長を置き、委員の互選により選出する。

2 議長は、会議を招集し、その議長となる。

3 議長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ議長の指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 会議の議事は、出席者した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事の特例)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、議長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより会議を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決をすることができる。

2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において「出席した委員」とあるのは当該議事に参加した者とする。

3 第1項の場合において、議長は、当該議事の結果について委員が出席して開催される次の会議において報告しなければならない。

(委員以外の者の出席)

第8条 会議が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第 9 条 会議に関する事務は、理工学部事務部学務係において処理する。

(雑則)

第 10 条 この細則に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、学部長が別に定める。

附 則

この細則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。